

奈良県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策室及び奈良市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月九日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・三・六号 大宮通り線	奈良市宝来四丁目
大和都市計画道路 一・四・一号 奈良大阪線	奈良市宝来四丁目